

観戦ルールとマナー

Rakuten CUP ではすべてのファン・サポーターの皆様が気持ちよく試合観戦をしていただけるよう、禁止事項と「サッカー試合運営管理規程」を設けています。

Rakuten CUP をご観戦していただく皆様には、「[Jリーグ共通観戦マナー&ルール外部サイト](#)」と併せて遵守いただきますようお願い申し上げます。

禁止事項

みんなで楽しいスタジアムをつくろう。
Let's make a stadium happy.

					
No Bottles or Cans ビン、カン類の持ち込み禁止	No Fireworks, Smoke Canisters or Horns 花火、爆竹、発煙筒、スモークなど可燃物の持ち込み禁止	No Throwing フィールドへモノの投げ込み禁止	No Jumping Down to the Field フィールドへの飛び降り禁止	No Violence 暴力行為の禁止	No Discrimination, Insults, or Public Order Violations 差別的、侮辱的もしくは公序良俗に反する言動の禁止

● スタジアム来場者の安全を確保するため、JリーグおよびJクラブでは管理規程を基に試合の運営を行っています。
● 試合運営管理規程で定める禁止行為やセキュリティ上問題となる行為が行われた場合には、退場や入場禁止の処分にさせていただく場合があります。
● さらに、違反行為を行ったスタジアム以外の試合にも入場が禁止される場合がありますので予めご承知おきください。
● 安全確保のために皆様のご協力をお願いします。



■Jリーグ統一禁止事項

- 花火、爆竹、発煙筒、ガスホーンの持ち込み禁止。
- ビン、カン類の持ち込み禁止。
- フィールドへのモノの投げ込み禁止。
- フィールドへの飛び降り禁止。
- 暴力行為の禁止。
- 差別的、侮辱的もしくは公序良俗に反する言動の禁止。

※当該言動が上記に該当するかは主管クラブが判断することとします。

■持ち込み禁止物

- Jリーグ統一禁止事項 ([Jリーグ共通観戦マナー&ルール外部サイト](#)) により持ち込みを禁止されている物。
- 施設管理者により持ち込みを禁止されている物。
- 以下に該当すると主催者もしくは主管者が判断した掲示板、立て看板、横断幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等。
 - 政治的、思想的、宗教的主義、主張または観念を表示し、または連想させる物。
 - 差別的、侮辱的な内容、表現を含む物。
 - 選手やチームを応援または鼓舞する目的が認められない物。
 - 大会の運営に支障を及ぼすおそれがある物。
- 特定の会社または営利企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示した物（特定の会社、製品等を連想させる物を含む）。
- その他試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼし、若しくはそれらのおそれがあると警備従事員が認める物。

■ 禁止行為

- Jリーグ統一禁止事項 ([Jリーグ共通観戦マナー&ルール外部サイト](#)) により禁止されている行為。
- 施設管理者により禁止されている行為。
- 正当なチケット又は通行証を所持せず入場する行為。
- 抗議集会、デモ等大会の円滑な運営を阻害するおそれのある行為。
- アルコール、薬物その他物質の影響により酩酊した状態で施設に入場する行為、または施設においてこれらの影響により酩酊し、試合運営または他人の行為等を阻害する行為。
（酩酊とは、アルコール等の影響により、正常な行為ができないおそれのある状態）
- 勧誘、演説、集会、布教等観戦する以外の行為。
- 所定場所以外に車両または自転車を乗り入れ、若しくは所定の場所以外において駐車または駐輪する行為。
- 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為。
- 所定の場所以外にゴミその他汚物を廃棄する行為。
- 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をする行為。

- 大会の音声、映像の全部または一部をインターネットその他メディアを通じて配信する行為。
- 紙吹雪、紙テープを使用する行為。
- ガスホーン・ホイッスル・笛・レーザーポインター等を使用する行為。
- 近隣の住民に迷惑になる行為。
- 座席の上に立っての応援。
- 拡声器の応援統率目的以外（ピッチに向けての審判、選手、観客および関係者への誹謗、中傷、サイレン音等のノイズを含む）での使用。
- 横断幕掲出の際のガムテープの使用。
- 通路をまたいでの横断幕等の掲出。
- フラッグ・シート等を使用しての故意的な座席の確保。
- 試合中の傘を広げての応援、観戦。他のお客様に危害を加える可能性があるため、雨天時はポンチョなどの雨具をご使用ください。
- 手すりに足をかけたり、足を出したりする行為。
- 承認を受けていないポスター・ビラ等の配布、掲示および寄付金の募集、署名、調査活動、物品販売。
- 指定場所以外での喫煙、歩きながらの喫煙、タバコの投げ捨て行為。（電子タバコ・無煙タバコ含む）
- 開門後の故意的な座席の確保。
- 他の観客に迷惑のかかる行為。
- 試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼす等のおそれがあると警備従事員が認める行為。
- 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言または行為。
- 上記各号のほか、公序良俗に反する発言または行為。
-

ご入場にあたってのお願い

- 大人の有料入場者が同伴する幼児(小学生未満)のお子様は、有料入場者 1 名につき 1 名まで入場を無料とさせていただきますが、ご観戦にあたりましては、保護者の方の膝

の上などでの観戦をお願いいたします。お席をご使用の場合は、チケットが必要になります。

- 望遠レンズや三脚など大きな機材の持ち込みにより、他のお客様の迷惑にならないようご注意ください。
- 試合はチケットに記載された所定の場所でご観戦ください。
- スタジアムではゴミの分別(一般ゴミ、ペットボトル)を実施しております。皆様のご協力をお願いいたします。また飲み残しの飲料はバケツを置いておりますのでそちらへ流してからゴミ箱へ捨ててください。
- 通路をふさいでしまう恐れのある大きな荷物はスタジアム内へは持ち込み出来ません。
- ペットを連れてのご観戦はご遠慮願います。(盲導犬、聴導犬を除く)

Jリーグの肖像権等に関する注意事項

- Jリーグは「スポーツ報道」を目的とした報道活動に限り、Jリーグの公式試合の取材許可を出しています。Jリーグに取材許可を受けた方以外による写真撮影は、個人的に楽しむ目的で行うもの意外、一切禁止いたします。(撮影した写真・映像〈デジタルデータ含む〉を公衆に対して発表・放送・インターネット送信・販売することは固く禁止致します)

スタジアム内で撮影される映像に関するお願い

スタジアム内(コンコースを含む)で試合中継等での使用を目的として撮影された映像(対象として来場者個人の肖像や横断幕、フラッグ、チャント等の製作物等を含む)の全部またはその一部(静止画を含む)は、試合中継等での使用以外に以下の用途で使用される場合がありますので、予めご了承ください。

- 1.スタジアム内大型映像装置および場内に設置された各種モニターでの使用
- 2.Jリーグおよびクラブ公式メディアでの使用
- 3.ニュース番組・関連メディア等での使用
- 4.JリーグまたはJリーグに指定された者(パートナー企業を含む)が製作する映像作品等の製作物および各種販売物等での使用

その他の注意事項

- ・ スタジアムには駐車場がありません。一般交通機関をご利用ください。周辺道路はすべて駐車禁止です。迷惑駐車はおやめください。
- ・ 一旦入場された方が場外に出た場合、再入場はできません。

ヴィッセル神戸公式試合運営管理規程

JリーグならびにJリーグ加盟クラブでは、安全で快適なスタジアムでの試合観戦を提供するため、試合運営管理規程に沿って試合運営をおこなっております。

ヴィッセル神戸主管試合のご観戦にあたっては、フェアプレー精神に則った応援をお願いするとともに、「ヴィッセル神戸試合運営管理規程」を順守していただきますようお願い申し上げます。本規程に違反した場合には、退場および入場禁止となる場合もございます。

なお、当該行為が試合運営管理規程に抵触するか否かについては、Jリーグまたはヴィッセル神戸が最終的に判断させていただきます。

また、各クラブによって主管試合の試合運営管理規程（持ち込み禁止物・横断幕掲出ルール）が異なりますのでご注意ください。

第1条（目的）

この規程は、楽天ヴィッセル神戸株式会社（以下「ヴィッセル神戸」という）が自ら主管する全ての試合の円滑で安全な運営を確保し、且つ、サッカー観戦者、選手、審判、チームスタッフおよび関係者の安全を確保することを目的とする。

第2条（規程の対象）

本規程は、ヴィッセル神戸の管理下にあるスタジアムその他関連施設に入場しようとし、または入場した全ての者に適用される。

第3条（定義）

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ・試合：ヴィッセル神戸が主管する全ての試合（リーグ戦、リーグカップ戦、天皇杯、国際親善試合、その他）をいう。
- ・施設：試合運営のためにヴィッセル神戸が管理するスタジアム等の施設および区域一切をいう。
- ・運営・安全責任者：施設の全般的安全と運営に責任を有する者であり、ヴィッセル神戸取締役社長又は代行者をいう。
- ・運営担当・セキュリティ担当：運営・安全責任者の任命を受け、大会の安全確保のため業務に従事する者をいう。
- ・警備従事員：大会の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。

第4条（運営担当・セキュリティ担当）

警備従業員には、運営・安全責任者がクラブスタッフの中から任命し、安全確保業務に従事する運営担当およびセキュリティ担当が含まれる。

第5条（持ち込み禁止物）

施設に入場しようとし、または入場したものは、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、次の各号に掲げる物を施設に持ち込むことはできない。

- ・Jリーグ統一禁止事項（[Jリーグ共通観戦マナー&ルール外部サイト](#)）により持ち込みを禁止されている物。
- ・施設管理者により持ち込みを禁止されている物。
- ・以下に該当すると主催者もしくは主管者が判断した掲示板、立て看板、横断幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等。
 - ・政治的、思想的、宗教的主義、主張または観念を表示し、または連想させる物。
 - ・差別的、侮辱的な内容、表現を含む物。
 - ・選手やチームを応援または鼓舞する目的が認められない物。
 - ・大会の運営に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・特定の会社または営利企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示した物（特定の会社、製品等を連想させる物を含む）。

- ・その他試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼし、若しくはそれらのおそれがあると警備従事員が認める物。

第6条（禁止行為）

運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- ・Jリーグ統一禁止事項（[Jリーグ共通観戦マナー&ルール外部サイト](#)）により禁止されている行為。
- ・施設管理者により禁止されている行為。
- ・正当なチケット又は通行証を所持せず入場すること。
- ・抗議集会、デモ等大会の円滑な運営を阻害するおそれのある行為をすること。
- ・アルコール、薬物その他物質の影響により酩酊した状態で施設に入場する行為、または施設においてこれらの影響により酩酊し、試合運営または他人の行為等を阻害する行為。
（酩酊とは、アルコール等の影響により、正常な行為ができないおそれのある状態）
- ・勧誘、演説、集会、布教等観戦する以外の行為をすること。
- ・所定場所以外に車両または自転車を乗り入れ、若しくは所定の場所以外において駐車または駐輪すること。
- ・商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- ・所定の場所以外にゴミその他汚物を廃棄すること。
- ・営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。
- ・大会の音声、映像の全部または一部をインターネットその他メディアを通じて配信すること。
- ・紙吹雪、紙テープを使用すること。
- ・ガスホーン・ホイッスル・笛・レーザーポインター等を使用すること。
- ・近隣の住民に迷惑になる行為。
- ・座席の上に立っての応援。
- ・拡声器の応援統率目的以外（ピッチに向けての審判、選手、観客および関係者への誹謗、中傷、サイレン音等のノイズを含む）での使用。
- ・横断幕掲出の際のガムテープの使用。

- ・通路をまたいで横断幕等の掲出。
- ・フラッグ・シート等を使用する等の故意的な座席の確保。
- ・試合中の傘を広げての応援、観戦。他のお客様に危害を加える可能性があるため、雨天時はポンチョなどの雨具をご使用ください。
- ・手すりに足をかけたり、足を出したりする行為。
- ・承認を受けていないポスター・ビラ等の配布、掲示および寄付金の募集、署名、調査活動、物品販売。
- ・指定場所以外での喫煙、歩きながらの喫煙、タバコの投げ捨て行為。（電子タバコ・無煙タバコ含む）
- ・開門後の故意的な座席の確保。
- ・他の観客に迷惑のかかる行為。
- ・試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼす等のおそれがあると警備従事員が認める行為をすること。
- ・人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言または行為をすること。
- ・上記各号のほか、公序良俗に反する発言または行為をすること。

第7条（施設において）

施設に入場しようとし、または入場した者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- ・チケット、身分証明書、通行証等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- ・安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。
- ・事件・事故が発生し、または発生することが予想される場合は、警備従事員および治安当局の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

第8条（販売拒否事由）

主催者は、以下の各号に該当する者に対し、入場券の販売をしない。また、その者が自らまたは第三者を通じて入場券を取得した場合、主催者はその者に対し、第10条に基づき入場を拒否する事ができる。

- ・暴力団またはこれに類する反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）に所属する者（以下「暴力団員等」という）
- ・暴力団員等でなくなった時から 5 年を経過しない者
- ・自己または第三者の利益を図る目的等で暴力団等または暴力団員等を利用している者
- ・暴力団等または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団等の維持、運営に関与をしている者
- ・暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・第 9 条に違反する行為を目的として入場券を取得する者
- ・その他入場券の販売をしないこととする相当の理由があると主催者が判断した者

第 9 条（転売等の禁止）

何人も第三者に対し、主催者の許可を得ることなく、入場券を転売（インターネットオークションを通じての転売を含む）その他の方法で取得させてはならない。ただし、家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ業として行われな
い場合については、この限りではない。

第 10 条（入場拒否、退場命令、物の没収）

- ・運営・安全責任者は、第 5 条、第 6 条または第 7 条に違反した者および第 8 条の規程に該当する者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、および第 5 条に掲げる物の没収等必要な措置をとることができる。
- ・主催者または主管者は、前項に該当する者に対し、主催者または主管者が被った損害（当該者の違反行為を理由としてクラブに科された制裁に起因してクラブが被った一切の損害を含む。）の賠償を請求することができる。
- ・運営・安全責任者は、第 1 項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催されるヴィッセル神戸が出場する全ての試合についての入場を拒否することができる。また、チケットの返還を求めることができる。
- ・運営・安全責任者により入場を拒否され、または施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。

第 11 条（権限の委任）

運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。

楽天ヴィッセル神戸株式会社